

会 議 録

令和4年度第5回宮古島市教育委員会（定例会）	
日 時	令和4年8月31日（水） 開会：午後1時33分 閉会：午後3時16分
場 所	宮古島市役所 3階 会議室 ①
出席 委員名	教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠祐 教育委員 渡久山 ひろみ 教育委員 下地 一美 教育委員 前泊 直子
事務局員	(教 育 部) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：友利 克 (教育総務課) 次長兼課長：松堂 英彦 課長補佐：古謝 勝広 総務係長：米田 美香
説明員	(市立図書館) 補佐：新城 隆男 主 査：美里 泰彦 (共同調理場) 場長：福里 匡 係 長：源河 重和 (学校教育課) 課長：与那覇周作 指導主事：古堅 秀樹 (教育総務課) 課長：松堂 英彦 (生涯学習振興課) 課長：梶原 健次

議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	承認
報 告	会議録の承認について（令和4年度第4回教育委員会（定例会）） 教育長報告	承認
議案第19号	宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱の一部改正について	可 決
議案第20号	宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程の一部改正について	可 決
議案第21号	宮古島市立学校給食弁当代替者対応援助金交付要綱の制定について	可 決
議案第22号	宮古島市立学校重大事態に関する調査委員会設置規則の制定について	可 決
議案第23号	宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について	可 決
議案第24号	令和4年度一般会計（教育委員会）補正予算4号予算要求について	可 決
議案第25号	財産の取得について	可 決
そ の 他	小中学校運動会について	
そ の 他	教育委員の任期について	

会 議 録



大城教育長	<p>これより令和4年度第5回教育委員会（定例会）を開催します。 本日は、全員出席です。</p> <p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に、中尾忠彦委員を指名します。よろしくお願ひします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2「会議録の承認」です。 令和4年度第4回の教育委員会会議録です。 しばらく時間をおきますので確認をお願ひします。</p> <p>ご意見、質疑等あればお願ひいたします。 （ 質疑なし ）</p> <p>質疑ないようですので、第4回教育委員会会議録について承認としてよろしいでしょうか。 （ 異議なし ）</p> <p>日程第2「会議録の承認」については、承認とします。</p>
大城教育長 教育総務課 松堂次長	<p>次に日程第3「教育長報告」です。 事務局から説明をお願ひします。</p> <p>（ 資料を読み上げて説明 ）</p> <p>（ 補足説明 ）</p> <p>説明が終わりました。 質疑等あればお願ひします。</p>
中尾委員	<p>9日に来訪したティダっ子学園の関係者より、来訪した際に教育長に丁寧に対応していただいた件に関して、子ども達が感銘を受け、感謝している旨を言付かっておりますので、ご報告申し上げます。</p>
大城教育長	<p>ティダっ子学園、レオクラブの子ども達が、夏休みの期間中に素晴らしい取り組みをしていて、良い報告を受けました。 他に質疑等ございませんか。 （ 質疑なし ）</p> <p>質疑ないようですので教育長報告について承認とします。</p>

<p>大城教育長</p> <p>市立図書館 新城補佐</p> <p>大城教育長</p>	<p>次に日程第4「議案第19号 宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第19号についてご説明いたします。</p> <p>（ 資料に基づき説明 ）</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>（ 質疑なし ）</p> <p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>（ 異議なし ）</p> <p>それでは、「議案第19号 宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p> <p>（前泊委員より、申請書の宛名が教育長様となっている件に関して指摘あり。他申請書との統一を図るよう検討する旨を確認）</p>
<p>大城教育長</p> <p>共同調理場 源河係長</p> <p>大城教育長</p> <p>中尾委員</p> <p>大城教育長</p>	<p>次に日程第5「議案第20号 宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第20号についてご説明いたします。</p> <p>（ 資料に基づき説明 ）</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>昨今の食材費の値上げの流れの中で、給食費の値上がりは必然だと思いますが、宮古島市では小中学生の給食費は無償化となっており、それとの兼ね合いについてお聞かせください。</p> <p>8月の臨時議会で、賄い材料費約1500万円を補正予算で計上し、可決されました。物価高騰がいつまで続くのかというところを見据えながら、教育委員会としては給食費無償化が継続できるように、しっかり取り組んでいきた</p>

<p>共同調理場 福里次長</p>	<p>いと考えているところです。</p> <p>今回の改正は、学校の先生や調理場の職員等から徴収する給食費を増額するという事での改正になります。子ども達の給食費については、これまでどおり無償という事です。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>そういう事ですね。今回の改正文の中で児童生徒も対象になっているので、気になります。</p>
<p>共同調理場 福里次長</p>	<p>本来であれば、教職員と調理場職員の部分だけの改正ですので、後で調整したいと思います。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>この規程では給食費の金額は定められているが、無償化は継続するという事ですね。職員や学校の先生に関してはこの規程を適用し、増額するという認識でよろしいですか。</p>
<p>教育部 砂川部長</p>	<p>表記等については今後、検討させていただきます。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>この金額を元に、予算要求をしたりするのではないですか。例えば親子給食等をする際も徴収する根拠になると思います。残す部分、削る部分あるかとは思いますが、根拠は必要になりますよね。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>その辺も併せて検討していきます。</p> <p>他にありませんか。質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第20号 宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>次に日程第6「議案第21号 宮古島市立学校給食弁当代替者対応援助金交付要綱について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>

共同調理場 源河係長	議案第21号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。
前泊委員	(第5条、文字挿入の指摘) 完全弁当持参の児童生徒は、現在何人くらいいますか。
共同調理場 福里次長	現状は1人です。提案している援助金については、令和2年度からスタートした給食費無償化の中、自己負担となっている弁当対応のお子さんとの不公平を是正する為に、今年度小学校5人、中学校5人で予算措置はしてあります。
前泊委員	年度内で給食が終了してからの事務処理という事で、人数が多い場合大変だと思ったのですが、1人であれば大丈夫そうですね。
大城教育長	他にありませんか。質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、「議案第21号 宮古島市立学校給食弁当代替者対応援助金交付要綱について」は、原案のとおり可決とします。
大城教育長	次に日程第7「議案第22号 宮古島市立学校重大事態に関する調査委員会設置規則の制定について」は議会議決事項を一部含む案件となっておりますので、先に「議案第23号 宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について」を審議致します。 それでは、説明をお願いします。
教育総務課 松堂次長	議案第23号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。
前泊委員	奨学生審査委員会が附属機関にあたらぬ理由を、もう少し詳しく教えて

<p>教育総務課 松堂次長</p> <p>前泊委員 教育総務課 松堂次長</p> <p>大城教育長</p>	<p>いただきたい。</p> <p>附属機関に該当する委員会は、外部から学識経験者等を構成員に入れるとなっており、奨学生審査委員会は、委員の構成が市役所の職員と学校長となっていますので、執行機関と補助職員のための構成ということで、附属機関にあたらぬという判断になっています。</p> <p>附属機関に該当する該当しない機関の違いについて教えてください。</p> <p>条例で定める事、委員への支払いが報酬である事、教育委員会から諮問を受け、調査・審査をして、答申するというような機関になります。</p> <p>他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第23号 宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>次に日程第7、第9、第10、議案第22号、第24号、第25号、以上3件につきましては宮古島市議会9月定例会に提出予定の案件となるため、秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認め、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により、3件の審議は秘密会とすることに決定しました。 関係者以外は、退席をお願いします。</p> <p>(秘密会につき会議録省略)</p> <p>ここで秘密会を解きます。議案第22号、第24号、第25号については原案のとおり可決されました。</p>
<p>大城教育長</p> <p>前泊委員</p>	<p>次に日程第11「その他」で何かありますか。</p> <p>小・中学校の運動会ですが、委員の参加等がありますか。</p>

<p>大城教育長</p>	<p>来場の制限など感染状況を見極めた上での判断になるかと思しますので、決まり次第、制限のない学校に関しては委員の皆さんも是非行って激励していただきたいと思います。</p>
<p>学校教育課 与那覇課長</p>	<p>運動会は全校実施する方向ですが、午前中2時間程度で終了するという学校が殆どです。実施方法、来賓の招待に関しても学校の判断に任せています。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>学校から通知が届き次第、委員の皆様には連絡差し上げます。招待がありましたら対応をよろしくお願い致します。</p> <p>それと、渡久山委員が12月4日で任期を終えます。7月に今期限りでというお話を受けて、こちらからも市長の方に推薦させていただきました。市長が任命し議会で承認してもらおうという流れになるのですが、市長の方から元県立宮古高校の校長を務めていらっしゃった平良智枝子先生を、今度の9月定例議会で同意案として上程しています。平良智枝子先生は、特別支援学校、伊良部高校、宮古高校の校長を務められており、その経験をかって市長が提案したという報告です。</p> <p>渡久山委員の任期は12月4日までですので、引き続きよろしくお願ひします。</p> <p>来月の定例会は議会終了後の30日になります。</p> <p>他にありますか。なければ本日の日程は全て終了という事で、これをもちまして令和4度第5回宮古島市教育委員会（定例会）を閉会します。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
	<p>教育長 大城裕子 </p> <p>会議録署名委員 中尾忠行 </p>